

## 「岐阜県子育て世帯負担軽減給付金」を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格等の高騰に直面する子育て世帯を支援するため、18歳までの児童を養育する支給対象の皆さんに給付金を支給します。

■支給対象者 令和4年10月31日時点で、中津川市に住所があり、18歳までの子どもを養育している方

■対象世帯 7,482世帯

■給付金額 1世帯当たり 15,000円

■支給方法

- ・中津川市から児童手当を受給してみえる方（公務員を除く）は申請不要で12月12日（月）に指定口座に振り込みます。
- ・高校生等児童の主たる養育者や公務員など申請が必要な方には案内と申請書を12月5日（月）に発送します。（申請期限：令和5年1月末）

### ■岐阜県子育て世帯負担軽減給付金

・岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で原油価格等の高騰に直面する子育て世帯を支援するため、県内にお住まいの0歳から18歳までの児童を養育する支給対象者に「1世帯当たり1万5千円の一時金」を支給する。

・次のいずれかに該当する方に支給されます。

（ただし、令和4年10月31日時点で、岐阜県内に住所を有していることが条件です。）

① 令和4年11月分の児童手当（本則給付）の受給者

② 令和4年10月31日時点で高校生等（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童の主たる養育者（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）

### お問い合わせ先

市民福祉部 子ども家庭課 担当：早川  
電話：0573-66-1111（内線696）